

付属設備使用料(1区分当たり)

(単位:円)

音楽ホール				円形ホール			
	品名	使用料	備考		品名	使用料	備考
舞台設備	平台	200	付属品付き	舞台	演台	520	
	国旗・市旗	200	付属品付き		仮設舞台	3,140	
	めくり台	200		照明	ボーダーライト	520	1列
	金屏風	1,570	1双あたり		スポットライト	410	
	演台	1,040		音響設備	拡声装置	2,080	
	司会台	200			LINE受け	2,090	
	指揮者台	200			CDプレイヤー	1,040	
	指揮者用譜面台	200			MDプレイヤー	1,040	
	演奏者用譜面台	100			カセットデッキ	520	
	赤もうせん(2間×3間)	410		有線マイクロフォン(ダイナミック)	520		
	赤もうせん(2間×5間)	520		小ホール			
	コントラバス用椅子	100		音響設備	拡声装置	1,030	
	移動用姿見	200			LINE受け	1,030	
	音響反響板	6,910			CDプレイヤー	1,040	
ひな段迫り	6,280		カセットデッキ		520		
			有線マイクロフォン(ダイナミック)		520		
照明設備	フットライト	310	1列	楽器	グランドピアノ(ヤマハ)	4,190	セミコン・※3
	ボーダーライト	620	1列・※1		その他の施設		
	プロセニアムライト	520	1列	音響設備	カセットプレイヤー	1,030	事務室
	アッパーホリゾンライト	1,360	1列		ワイヤレスアンプ	300	事務室・マイク2本付き
	ローアホリゾンライト	1,360	1列		液晶プロジェクター(2000lm)	1,570	事務室
	シーリングスポットライト(1kw)	410			モニターテレビ	620	会議室
	フロントサイトスポットライト(1kw)	410			大型スクリーン(200インチ)	1,030	円形ホール・吊り下げ式
	サスペンションライト(1kw)	410		その他設備	白布	510	倉庫・1日につき・※4
	スポットライト(1kw)	410			移動式展示パネル	200	円形ホール・1日につき
	スポットライト(500w)	310			机(長机)(各施設)	100	1日につき・※5
エフェクトスポットライト(1kw)	1,250		椅子(各施設)		50	1日につき・※5	
照明持込機材(1kw・各施設)	310		※1 作業灯(ボーダーライトの1列の半分の点灯)については無料で使用できます。				
音響設備	拡声装置	2,930		※2 ワイヤレスマイクロフォンは最大10波使用できます。また、ピンマイク等を使用する場合も他のワイヤレスマイクを併せて最大10波以内の使用になります。			
	LINE受け	3,140		※3 ピアノは全て現状での使用になります。調律が必要な場合は、使用日の1ヶ月前までに会館へお問い合わせください。			
	CDプレイヤー	1,040		※4 白布の使用料にはクリーニング代が含まれます。ただし、クリーニングを利用者が行う場合、白布の使用料は無料となります。なお、白布を返却する際は、白布の寸法ごとにまとめ、白布の寸法を記載したメモを同封の上ご返却ください。			
	MDプレイヤー	1,040		※5 音楽ホール・円形ホール・小ホールを使用する場合の金額です。会議室、研修室、楽屋の机・椅子は無料です。(ただし、予約していない会議室等の机・椅子は使用できません。)			
	DATプレイヤー	1,040					
	カセットデッキ	520					
	有線マイクロフォン(ダイナミック)	520					
	有線マイクロフォン(コンデンサー)	1,040					
	ワイヤレスマイクロフォン(各施設)	1,040	※2				
	マイクスタンド(各施設)	100					
3点吊りマイクロフォン装置	1,570						
エレベーターマイクロフォン装置	2,090						
舞台上用スピーカー	520						
効果器	1,030						
音響持込機材(一式・各施設)	5,230						
楽器	グランドピアノ(スタインウェイ)	10,470	フルコン・※3				
	グランドピアノ(ヤマハ)	6,280	フルコン・※3				
映像設備	音楽ホールスクリーン	1,040					
	移動スクリーン(80インチ・各施設)	310					
	液晶プロジェクター(4200lm)	4,190					
	持込機材(1kw・各施設)	1,040					

注意事項

- 付属設備使用料は、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定に基づく消費税の額及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づく地方消費税の額を含んだ金額です。
- この表以外の消耗機材費・ピアノ調律費及び特別に必要な人件費は、利用者負担となっています。
- この表に掲げる金額は、1区分についての額とし、午前(午前9時～正午まで)・午後(午後1時～午後5時まで)・夜間(午後6時～午後10時まで)を各1区分として算定します。
- 持ち込み器具を利用する場合の1kwは、持ち込み電気器具の底角消費電力の1kwをいい、その合計量に1kw未満の端数がある場合はその端数を1kwに切り上げます。